

重要なお知らせ

平成 27 年 8 月 3 日

組合員の皆様へ

協 栄 信 用 組 合
理 事 長 池 内 博

所在不明の組合員に対する除名手続きについてのお知らせ

このたび協栄信用組合（理事長 池内 博）は、平成 27 年 6 月 19 日開催の第 63 回総代会において定款の一部変更を決議し（※）、平成 27 年 8 月 3 日において当該定款変更に関する行政庁の認可がなされたため、同 8 月 3 日以降、下記のとおり、除名できる対象者として所在不明組合員を追加するとともに、その除名手続きを定めることといたしましたので、お知らせいたします。

本件についてご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

記

I. 所在不明の組合員

所在不明の組合員とは、当信用組合で所在が把握できない方で以下の 3 つの要件全てに該当した方をいいます。

該当するお心当たりのある方は、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

【要件】

- 5 年以上継続して当信用組合の事業（普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、当座預金、外貨預金などの各種取引）を利用していない組合員の方。
- 平成 28 年 4 月 1 日以降、組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当信用組合からの通知又は催告が 5 回以上継続して返戻された組合員の方。
ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて 1 回の通知又は催告とみなします。
- 当信用組合の調査により、組合員の方に届け出ていただいた住所又は居所、勤務地、事業所の所在地に所在していないことが確認できた組合員の方。

II. 所在不明の組合員に対する除名手続き

上記「I.」の要件全てに該当し、かつ、当信用組合において除名することが適当であると判断させていただいた所在不明の組合員を除名する場合には、事前に公告等を行い、①通常総代会において除名の件を付議すること、②除名を希望されない場合にはその旨申出をして頂くこと及びその申出方法、③住所等の変更届出の手続き等の内容を明示いたします。

公告等の期間終了後、理事会において除名対象者が確定され、中小企業等協同組合法第 19 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び当信用組合定款第 16 条第 1 項の規定に基づき、総代会の 10 日前までに、当該組合員に対し除名する旨を通知いたします。

その後開催される当信用組合の総代会において、当該組合員除名の件が付議され、総総代の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による特別議決により除名され、組合員資格を失うこととなります。

ただし、除名対象者となる当該組合員の方には、総代会において弁明する機会が与えられておりますので、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

また、除名対象者に該当するか否かを確認したい場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

III. 除名手続きにより法定脱退となられた組合員の出資持分の払戻し手続き

上記「II.」の除名手続きにより法定脱退となられた組合員の方は、除名の決議をした総代会が開催された事業年度の翌事業年度に開催される総代会の翌日以降にご請求いただければ出資持分の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当信用組合に債務がある場合には、当該債務と出資持分を相殺したり、当該債務を完済するまでの間、出資持分の払戻しを停止することがありますので、ご注意ください。

IV. 除名後の再加入の手続き

再度、当信用組合の組合員に加入する場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当信用組合の組合員資格の要件等により加入できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(※) 定款の一部変更

協栄信用組合では、組合運営に係る経営管理上の観点から、平成27年6月19日開催の第63回総代会の議決を得て、平成27年8月3日付で定款の一部を変更しました。

【改正理由】

協同組合組織の金融機関である信用組合は、その運営上、組合員の異動状況や組合事業の利用状況を正確に管理する必要があり、長期間所在が不明等である組合員に対して適切な措置を行えるようにすることはガバナンス上、極めて重要である。

そのため当信用組合では、①長期間所在が不明等である組合員を除名対象とすること、②当該除名の対象となる組合員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講じるため、以下のとおり定款の一部を変更した。(別表)。

以上

本件に係わる照会先：協栄信用組合 本支店もしくは 本部総務部 電 話 0256-61-1511 受付時間 信用組合窓口営業日の午前9時～午後5時
--

定款の一部変更に係る新旧対照表

【変更内容】

(改正箇所は下線部)

新	旧
<p>(除名)</p> <p>第 16 条 組合員が別表 2 各項の 1 に該当するときは総会の決議によって除名することができる。この場合においては、その総会の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p><u>2 別表 2 第 5 項の理由により組合員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等（第 10 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。）に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。</u></p>	<p>(除名)</p> <p>第 16 条 組合員が別表 2 各項の 1 に該当するときは総会の決議によって除名することができる。この場合においては、その総会の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

【変更内容】

(改正箇所は下線部)

新	旧
<p>(別表 2)</p> <p>1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後 6 月以内にその義務を履行しないとき。</p> <p>2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。</p> <p>3 自ら又は第三者を利用して次の各号の 1 に該当する行為をしたとき。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を越えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4 定款第 10 条第 1 項第 6 号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p><u>5 5 年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が 5 回(同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて 1 回の通知又は催告とみなす。)以上継続して返戻されたとき。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(別表 2)</p> <p>1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後 6 月以内にその義務を履行しないとき。</p> <p>2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。</p> <p>3 自ら又は第三者を利用して次の各号の 1 に該当する行為をしたとき。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を越えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4 定款第 10 条第 1 項第 6 号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>